

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）鹿島地区西塩屋換地区の換地計画に基づき、平成 23 年 2 月 25 日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により、その旨を公告する。

平成 23 年 3 月 22 日

佐賀県知事 古 川 康